

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
神奈川県への要請等にご協力いただいた方に	神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6弾）	<p>神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付額：1店舗あたり最大168万円 ・ 対象施設：食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等 <p>※いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設（バー・キャバレー等）も含まれます。</p> <p>※第3弾、第4弾と異なり、酒類の提供要件はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間：令和3年2月8日から3月7日まで <p>※県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していること（休業する店舗を除く）が第6弾から交付要件として追加されました。横浜市が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」は、下欄の『横浜市「新型コロナウイルス感染症対策宣言」ステッカー』をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付期間 令和3年3月8日から令和3年4月9日まで（当日消印有効） 	<p>協力金（第6弾）コールセンター TEL 045-330-4892</p>
	神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）	<p>神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付額：1店舗あたり最大124万円 ※緊急事態宣言解除後に要請対象とならない店舗は、1店舗あたり最大84万円 ・ 対象地域：県内全域 ・ 対象施設：食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等 ・ 申請受付期間 令和3年4月1日から令和3年5月7日まで（当日消印有効） <p>【緊急事態宣言中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間：令和3年3月8日から3月21日まで ・ 内容：5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで） <p>【緊急事態宣言解除後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象期間：令和3年3月22日から3月31日まで ・ 内容：5時から21時までの時短営業（酒類の提供は11時から20時まで） <p>※県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していること（休業する店舗を除く）が第6弾から交付要件として追加されました。横浜市が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」は、下欄の『横浜市「新型コロナウイルス感染症対策宣言」ステッカー』をご参照ください。</p> <p>※「マスク飲食」を推奨していることが、第7弾から交付要件として追加されました。</p>	<p>協力金（第7弾）コールセンター TEL 045-330-4892</p>
	神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）	<p>神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付額：1店舗あたり最大84万円 ※緊急事態宣言解除後に要請対象とならない店舗は、1店舗あたり最大84万円 ・ 対象地域：県内全域 ・ 対象施設：食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗等 ・ 対象期間：令和3年4月1日から令和3年4月21日 ・ 内容：5時から21時までの時短営業（酒類の提供は11時から20時まで） <p>※県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していること（休業する店舗を除く）が第6弾から交付要件として追加されました。横浜市が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」は、下欄の『横浜市「新型コロナウイルス感染症対策宣言」ステッカー』をご参照ください。</p> <p>※「マスク飲食」を推奨していることが、第7弾から交付要件として追加されました。</p>	<p>ウェブページをご確認ください</p>

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
新しい生活様式の紹介・発信をしたい方に	横浜市「新型コロナウイルス感染症対策宣言」ステッカー	横浜市では、新型コロナウイルス感染症対策等、「新しい生活様式」に対応した取組を実施する事業者を応援する「新しい生活様式」普及推進事業に取り組んでいます。 当事業において、新型コロナウイルス感染症対策を実践する事業者を応援するため、感染症対策宣言ステッカーを作成し、配布しています。 ステッカーは、店舗等を安心して利用できるよう、また従業員が安心して勤務できるよう、店舗等の入口など目立つ場所に貼付いただきます。 ※ステッカーは①インターネット、または②メール、ファックスでのお申込みとなります。詳しくはウェブサイトをご確認ください。	横浜市経済局産業連携推進課 電話：045-671-2037 ファックス：045-664-4867 メール：ke-sangyorenkei@city.yokohama.jp
飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受ける事業者の方に	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 (旧名称：売上の減少した中小事業者事業者に対する一時支援金)	令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、一時支援金を給付します。 給付対象について： ポイント① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ポイント② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること 給付額：中小法人等…上限60万円、個人事業者等…上限30万円 ※「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。 ※申請受付期間：令和3年3月8日～5月31日	一時支援金事務局 相談窓口 TEL 0120-211-240
資金繰りのため融資を受けたい方に	横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子融資） ※セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を取得された事業者が対象	国の制度に基づく融資限度額6,000万円の当初3年間実質無利子の融資メニューです。 ※当資金の申込みは、令和3年3月31日の横浜市信用保証協会による保証申込受付をもって、終了しました。	横浜市経済局金融課 TEL 045-671-2592 FAX 045-664-4867 ※融資のお申込みについては金融機関へお問い合わせください。
	新型コロナウイルス 伴走支援特別資金	金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、国が信用保証料の一部を補助する融資メニューです。	
	新型コロナウイルス経済変動対応資金	最近1か月の純売上高や売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している事業者が対象です。	
	日本政策金融公庫の融資	一時的に業況悪化をきしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	日本政策金融公庫各支店
	商工中金の融資	資金繰りに支障をきたしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金各支店
	税証明書発行手数料の減免	新型コロナウイルス感染症にかかる融資や貸付、各種支援制度などの手続きに使用する目的で申請された税証明書の発行手数料を無料とします。	各区役所税務課

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
テレワークを導入する事業者の方に	<u>職場環境向上支援助成金</u>	テレワーク導入にかかるシステム整備費や、専門家への相談委託料などを助成します。 ・新型コロナウイルス感染症特例申請のみ受付中 助成率3/4、上限30万円 ・申請受付中 ※予算枠に達した時点で終了します	横浜市経済局経営・創業支援課 TEL 045-671-4236 FAX 045-664-4867
	<u>神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金（第2次）</u>	新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、在宅勤務等のテレワークの導入に取り組む県内の中小企業者等に対し、その取組に係る経費を補助します。 ・募集期間—令和3年1月15日～2月7日—令和3年1月15日～2月19日(電子申請締切日時：2月19日17時) ※予算の範囲を超える見込みとなった場合は、募集期間内でも受付を終了します。	神奈川県 テレワーク導入促進事業費補助金 事務局 TEL 03-6630-5301
従業員の雇用の維持を図りたい方に	<u>雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）</u>	事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。 事業主が労働者を外向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により、助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当などのうち最大10/10が助成されます。 ※雇用調整助成金の特例措置は、令和3年4月30日まで延長されました。 ※申請期限は支給対象期間の末日の翌日から2か月以内。	神奈川県労働局 神奈川県助成金センター（厚生労働省） TEL 045-277-8815 雇用調整助成金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
アクリル板等が必要な県内の飲食店の方に	<u>感染防止対策用アクリル板等の貸出</u>	神奈川県では、県内の飲食店の方々を対象に、感染防止対策用アクリル板等の貸し出しを無償で行っています。また、6週間後に買取が可能です。	アクリル板等貸出会場（横浜） TEL 080-7486-6356、080-7486-6347、080-7486-6343
生産性向上を図りたい方に	<u>ものづくり補助金（生産性革命推進事業）</u>	中小企業・小規模事業者等を対象に、新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。 【通常枠】補助上限：1,000万円、補助率：中小1/2、小規模2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】補助上限：1,000万円、補助率：2/3 活用例： （通常枠） 複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発する、「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入する （低感染リスク型ビジネス枠） AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の対人接触を減じることに資する製品を開発する	生産性革命推進事業コールセンター TEL 03-6837-5929
	<u>持続化補助金（生産性革命推進事業）</u>	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援します。 【通常枠】補助上限：50万円 補助率：2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】補助上限：100万円 補助率：3/4 活用例： （通常枠） 感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成 （低感染リスク型ビジネス枠） 飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入	生産性革命推進事業コールセンター TEL 03-6837-5929

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
生産性向上を図りたい方に	IT導入補助金（生産性革命推進事業）	<p>中小企業・小規模事業者等を対象に、ITツール導入による業務効率化等を支援します。</p> <p>【通常枠】補助上限：30～450万円 補助率：1/2 【低感染リスク型ビジネス枠】補助上限：30～450万円 補助率：2/3</p> <p>活用例： （通常枠） 労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入 （低感染リスク型ビジネス枠） 顧客対応業務や決済業務、会計管理業務における顧客と従業員同士の間における接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」の同時導入</p>	生産性革命推進事業コールセンター TEL 03-6837-5929
新分野展開や業態転換等に取り組む方に	事業再構築補助金	<p>新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を旨とする企業・団体等の新たな挑戦を支援します。</p> <p>・補助額、補助率： 中小企業（通常枠）…100万円以上6,000万円以下、2/3 （卒業枠*1）…6,000万円超～1億円以下、2/3 中堅企業（通常枠）…100万円以上8,000万円以下、1/2 ※4,000万円超は1/3 （グローバルV字回復型*2）…8,000万円超～1億円以下、1/2</p> <p>*1卒業枠、*2グローバルV字回復型にはそれぞれ要件があります。詳しくはウェブページをご確認ください。</p>	事業再構築補助金事務局コールセンター （ナビダイヤル）TEL 0570-012-088 （IP電話用）TEL 03-4216-4080
販売戦略の見直しや新規事業、業種転換等、事業継続に向けた取組や新しい事業展開に取り組む方に	事業継続・展開支援補助金（販路開拓支援型）	<p>市内中小企業の事業継続に向けた取組に対して、販路開拓に係る経費を補助します。（Webサイトの制作費やオンライン展示会出展料等）</p> <p>○補助率：2/3 ○補助限度額：20万円 ○募集開始：4月に募集案内の公開、5月に受付開始を予定しています。詳細は、ホームページを御確認ください。</p>	公益財団法人横浜企業経営支援財団 TEL 045-225-3725
	事業継続・展開支援補助金（設備投資支援型）	<p>市内中小企業・小規模事業者が事業を継続するための業種転換、新規事業や新しいビジネススタイルへの転換など、これから行う新しい事業展開に対する設備投資にかかる経費を補助します。</p> <p>○補助率：2/3 ○補助限度額：【法人】30万円、【個人事業主】15万円 ○募集開始：6月頃を予定しています。詳細は、決まり次第、後日ホームページに公表します。</p> <p>※令和2年度に、中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業補助金の交付を受けた事業者は、対象外となります。 ※募集開始後に購入したものを対象とする予定です。 ※今後、事業内容が変更される場合があります。詳細は、後日、本ホームページにて公表しますので、そちらをご確認ください。</p>	経済局ものづくり支援課 TEL 045-671-3489

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
事業承継・事業引継ぎを行う方に	事業承継・引継ぎ補助金	<p>事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料等）の一部を補助します。</p> <p>①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援型…他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援 ・経営者交代型…親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援 ・M&A型…M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援 <p>②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助（専門家活用型）</p> <p>補助上限額：400万円（M&A型は800万円）、補助率：2/3 ※廃業を伴う場合は上乗せ額 200万円（専門家活用型は売り手のみ）</p>	中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 TEL 03-3501-1816
従業員に子どもがいる方に	小学校休業等対応助成金	<p>小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、労働者に有給の休暇を取得させた事業主に助成金が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日額15,000円（上限） <p>※対象となる休暇取得の期間が令和3年3月末まで延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限 令和2年10月～12月の休暇取得分は、令和3年3月31日まで 令和3年1月～3月までの休暇取得分は、令和3年6月30日まで 	学校等休業助成金・支援金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
フリーランスで子どもがいる方に	小学校休業等対応支援金	<p>小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日額7,500円（定額） <p>※支給対象となる期間が令和3年3月末まで延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限 令和2年10月～12月までの対象期間分については、令和3年3月31日まで 令和3年1月～3月までの対象期間分については、令和3年6月30日まで 	学校等休業助成金・支援金コールセンター（厚生労働省） TEL 0120-60-3999
小規模事業者の方に	小規模事業者コロナ禍無料特別相談	<p>新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等により、経営に大きな影響を受けている市内小規模事業者に対して、「小規模事業者コロナ禍特別相談窓口」を設置し、訪問、オンライン等による経営相談を実施します。</p>	小規模事業者コロナ禍特別相談窓口（公益財団法人横浜企業経営支援財団） TEL 045-225-3719
	小規模事業者支援一時金	<p>「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上、500万円以下の融資を受けた小規模事業者に対し一時金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円 ・申請期限 令和3年3月5日（申込上限に達した場合は、申請期間締切前に終了） 	小規模事業者支援一時金コールセンター（委託先：公益財団法人横浜企業経営支援財団） TEL 045-225-3725
文化芸術企画の主催者の方に	文化芸術公演等支援事業 第2次募集（芸術文化支援事業）	<p>3月6日～5月31日に実施されるリアルな文化芸術活動（有料公演・展示）の主催者などを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費：感染症対策費（PCR検査費含む）、会場借り上げ費 ・補助金額：客席1,000席以上:上限50万円、1,000席未満:上限25万円 ・申請期間：令和3年4月5日～4月26日（先着順） 	文化観光局文化振興課 TEL 045-671-3714 FAX 045-663-5606

受付終了しました

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
観光関連事業者の方に	市内観光復興支援事業	<p>※事業者の皆様に対する直接的な支援ではありませんが、市内観光業の復興を図る事業の実施を準備しています。 ※実施内容・時期は確定次第、情報掲載します。</p> <p>ア 着地型旅行商品の販売 横浜ならではの体験ができる着地型旅行商品（日帰り）を造成・販売し、市内の観光施設等に送客します。</p> <p>イ 市内宿泊促進プロモーション 市内の様々なホテルで、オンライン販売時の割引クーポンによるプロモーションを展開し、市内宿泊事業者への支援を行います。</p>	文化観光局観光振興課 TEL 045-671-2596 FAX 045-663-6540
	MICE誘致・開催支援事業	<p>横浜市内でMICEを開催する主催者を対象に、市内事業者から調達した開催経費や感染症対策経費等の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象期間 令和3年4月1日～9月30日に開催されるMICE 補助率 1/2（上限300万円） 受付期間 令和3年4月1日～8月31日 	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 安全・安心な横浜MICE開催支援助成金申請受付事務局 TEL 045-221-2113
医療機関、福祉・障害施設の従事者の方に	介護サービスを提供する方への慰労金	<p>新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員に対して慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 20万円 <p>それ以外の施設・事業所に勤務し利用者や接する職員に対して慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5万円 申請期限 令和3年3月末 	<p>（制度全体について） 新型コロナ緊急包括支援交付金(介護分) (厚生労働省) TEL 03-5253-1111(内線3807・3907) （個別の申請等に関する問合せ） 神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・障害分） コールセンター TEL 0570-077-160</p>
	障害福祉サービスを提供する方への慰労金	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者や接する職員に対して慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 20万円 <p>それ以外の施設・事業所に勤務し利用者や接する職員に対して慰労金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5万円 申請期限 令和3年2月28日（必着） 	<p>（制度全体について） 新型コロナ緊急包括支援交付金(障害分) (厚生労働省) TEL 03-5253-1111(内線7096・7097) （個別の申請等に関する問合せ） 神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・障害分） コールセンター TEL 0570-077-160</p>
福祉関係施設・医療関係施設等の事業者の方に	福祉貸付事業・医療貸付事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、無担保・無利子で新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行います。</p>	<p>独立行政法人 福祉医療機構</p> <p>福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL 0120-343-862 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL 0120-343-863</p>
税金の申告・納付が困難な方に	事業所税の申告・納付期限の個別延長	<p>本来の期限までに申告することが困難な場合、事業所税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。</p>	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4491 FAX 045-210-0481
	法人市民税の申告・納付期限の個別延長	<p>本来の期限までに申告することが困難な場合、法人市民税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。</p>	横浜市財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481
	国税の申告・納付期限の延長	<p>令和2年分の申告所得税及び個人事業者の消費税の申告期限を、令和3年4月15日まで延長しています。法人税などその他の税目についても、期限内に申告することが困難な方は、申告・納付期限の延長が認められる場合があります。</p>	各税務署

受付終了しました

受付終了しました

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（事業者向け）

※令和3年4月2日時点での内容です。最新の情報や制度の詳細は市ウェブサイトか問合せ先で確認してください。

対象	名称	説明	問合せ先
税金の申告・納付が困難な方に	<u>徴収猶予</u>	<p>新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当し、市税の納税が困難な方は、猶予を受けられることがあります。</p> <p>（ケース1）<u>災害により財産に相当な損失が生じた場合</u> 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合</p> <p>（ケース2）<u>ご本人またはご家族が病気にかかった場合</u> 納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合</p> <p>（ケース3）<u>事業を廃業または休止した場合</u> 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合</p> <p>（ケース4）<u>事業に著しい損失を受けた場合</u> 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合</p>	<p>各区役所税務課収納担当</p> <p>※横浜市外所在の特別徴収義務者の方は、横浜市財政局納税管理課（滞納整理担当）045-671-3764</p>
	<u>固定資産税等の税制措置</u>	<p>新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少がある場合、固定資産税等の軽減措置が受けられる場合があります。</p> <p>・申告期限 令和3年2月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受付終了しました。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、「やむを得ない理由」がある場合には、受付終了後も対象となる場合があります。</p> </div>	<p>横浜市財政局固定資産税課</p> <p>TEL 045-671-2260、2286</p> <p>FAX 045-641-2775</p>
社会保険料の支払いが困難な方に	<u>厚生年金保険料などの納付猶予</u>	<p>新型コロナ感染症の影響による厚生年金保険料の納付猶予特例制度については、令和3年2月で終了しました。終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、他の納付猶予制度が受けられることがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>受付終了しました</p> </div>	<p>各年金事務所</p>
公共料金などの支払いが困難な方に	<u>水道料金・下水道使用料の支払い猶予</u>	<p>収入が大幅に減少するなどの事情により、一時的に支払いが困難な方は、支払いの猶予を受けられることがあります。</p>	<p>横浜市水道局お客さまサービスセンター（水道料金及び水道料金とあわせて請求している下水道使用料）</p> <p>TEL 045-847-6262</p> <p>FAX 045-848-4281</p> <p>横浜市環境創造局経理経営課（井戸水に係る下水道使用料など、環境創造局で請求している下水道使用料）</p> <p>TEL 045-671-2826</p> <p>FAX 045-663-0132</p>
	<u>電気・ガス料金の支払い猶予</u>	<p>電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。</p>	<p>各事業者</p>
	<u>通信料金の支払い猶予</u>	<p>通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。</p>	<p>各事業者</p>
	<u>勤労者福祉共済掛金の猶予</u>	<p>掛金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。</p>	<p>横浜市経済局雇用労働課</p> <p>TEL 045-671-2341</p> <p>FAX 045-664-9188</p>

◆相談先一覧

資金繰りや経営安定に関する相談	横浜市経済局金融課相談認定係 TEL 045-662-6631 FAX 045-651-3518
経営全般に関する相談	公益財団法人横浜企業経営支援財団 TEL 045-225-3711
信用保証に関する相談	横浜市信用保証協会 TEL 045-662-6623
労働に関する相談	かながわ労働センター コロナ労働相談専用ダイヤル（コロナ労働相談110番） TEL 045-662-8110
文化芸術活動に関する相談	文化芸術創造都市横浜・臨時相談センター（横浜市芸術文化振興財団内）
NPO法人の運営・活動に関する相談	横浜市市民協働推進センター TEL 045-671-4732 FAX 045-233-2888
自治会町内会活動に関する相談	横浜市市民局地域活動推進課 ・ 各区地域振興課 TEL 045-671-2317 FAX 045-664-0734

飲食店経営者の皆さまへ 「テイクアウト&デリバリー横浜」のご案内

テイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配・配達）を行う市内飲食店をPRします。「テイクアウト&デリバリー横浜」のサイトより情報登録をお願いいたします。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kiqyoshien/syogyo/covid-19/takeout-delivery/takeout.html>

※国の支援策、相談窓口については、内閣官房のサイトをご確認ください。 <https://corona.go.jp/action/>

※県の支援策、相談窓口については、神奈川県サイトをご確認ください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-ing